

地方青少年問題協議会法

(昭四一法一六・平一一法一〇二・改称)

(設置)

第一条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会（特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。）（以下「地方青少年問題協議会」と総称する。）を置くことができる。

(昭四一法一六・全改、平一一法一〇二・旧第五条繰上・一部改正)

(所掌事務)

第二条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。
 - 二 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。
- 2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

(昭四一法一六・全改、平一一法一〇二・旧第六条繰上・一部改正)

(組織)

第三条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

(昭四一法一六・一部改正、平一一法一〇二・旧第七条繰上・一部改正、平二五法四四・一部改正)

(相互の連絡)

第四条 地方青少年問題協議会は、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

(昭四一法一六・全改、平一一法一〇二・旧第八条繰上・一部改正)

(経費)

第五条 国は、都道府県青少年問題協議会を置く都道府県及び市青少年問題協議会を置く地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対し、予算の範囲内において、当該都道府県青少年問題協議会及び市青少年問題協議会の運営に要する経費の一部を補助することができる。

(昭三七法七七・一部改正、平一一法一〇二・旧第九条繰上)

(条例への委任)

第六条 この法律に定めるものを除くほか、地方青少年問題協議会に関し必要な事項は、条例で定める。

(昭四一法一六・一部改正、平一一法一〇二・旧第十条繰上・一部改正)

附 則 抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

小平市青少年問題協議会条例

昭和36年
条例第7号

改正 昭和63年条例第25号
平成12年条例第10号
平成26年条例第28号
平成28年条例第22号

(設置)

第1条 地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第1条の規定に基づき、市長の附属機関として小平市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員17人以内をもって組織する。

- (1) 市民 7人以内
- (2) 青少年に関係する団体を代表する者 5人以内
- (3) 学校教育の関係者 2人以内
- (4) 学識経験のある者 1人
- (5) 関係行政機関の職員 2人以内

(委員の任期)

第3条 協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、協議会を開き、議決することができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、子ども家庭部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (昭和36年3月23日・昭和36年条例第7号)

この条例は、昭和36年4月1日から施行する。

附 則 (平成元年3月27日・昭和63年条例第25号)

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月28日・平成12年条例第10号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

ただし、第3条の改正規定は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年12月25日・平成26年条例第28号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。
(小平市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 小平市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第9号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則 (平成28年12月21日・平成28年条例第22号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第6条から第8条までの改正規定は、公布の日から施行する。

